上海市浦東新区陸家嘴環路 479 号上海中心大厦 58 階 〒200120
58F, No.479 Lujiazui Ring Road, Pudong, Shanghai, P.R. China
上海市黄浦区茂名南路 58 号上海花園飯店 6 階 〒200020
6F, No.58 South Maoming Road, Huangpu,Shanghai, P.R. China

7 月 1 日以降、外国人は中国入国時に携帯電話やパソコンのチェックを強制されるのでしょうか？

Q：最近、中国国外のメディアで、2024 年 7 月 1 日以降、外国人が中国に入国する際、国家安全機関による携帯電話やパソコンなどの電子機器のチェックが行われることになるという報道をよく目にします。これは本当でしょうか？私たちはどのようなことに注意する必要があるのでしょうか？

A：そのような報道の内容に注目しています。中国のインターネット上の一部の個人メディアにも同様の紹介があります。しかし、それらの内容は事実と異なるか、少なくとも不完全なものです。

2024 年 4 月 26 日、中華人民共和国国家安全部（以下、「国家安全部」という）は、「国家安全機関の行政執行手順規定」および「国家安全機関の刑事事件手続規定」を公布し、2024 年 7 月 1 日から施行します。そして、「国家安全機関の行政執行手順規定」の第 40 条では、「国家安全機関は、法律に従い、関係する個人および組織の電子設備、施設、関連プロセス、ツールの検査を実施するには、区を設置している市レベル以上の国家安全機関の責任者の承認を得て、検査通知書を作成しなければならない。緊急の状況により、直ちに検査を行う必要が確かにある場合には、区を設置している市レベル以上の国家安全機関の責任者の承認を得て、法執行官が人民警察カードまたは偵察カードを提示することで、現場検査を実施できる」と規定しています。そのため、一部のメディアは、上記の規定により国家安全機関は外国人が入国する際、個人や組織の携帯電話やコンピュータを検査することができると解釈しています。すでに何人かがこのような状況に遭遇したという報道さえもあります。

しかし、この解釈は偏っています。「国家安全機関の行政執行手順規定」および「国家安全機関の刑事事件手続規定」が公布されるはるか以前から、「中華人民共和国反スパイ法」（2023 年改正）第 25 条には、「法に基づきスパイ防止業務任務を遂行する場合、国家安全機関の職員は、区を設置している市レベル以上の国家安全機関の責任者の承認を得て、業務証明を提示することで、関係する個人や組織の電子機器、設備、関連プロセスやツールを検査することができる」と

明確に規定されていました。この法律は 2023 年 7 月 1 日から施行されていますので、国家安全機関が入国する外国人に対して携帯電話やパソコンの検査を強制していると言うならば、それはかなり前からのことになります。しかしながら実際には、この法律が改正、施行されたことに多くの外国人がわだかまりを抱いていたとしても、施行後に外国人が入国する際に国家安全機関により携帯電話やパソコンを無作為にチェックされたというニュースは聞きません。

これとは別に、出入国する際には国境検査当局による検査を受けます。「中華人民共和国出入国管理法」（2012 年公布、2013 年 7 月 1 日施行）第 6 条第 3 項にも、国家の安全を保障する必要性と出入国管理の秩序の必要性から国境検査当局は出入国者が携帯する物品（電子機器も当然含まれる）を検査できると規定されています。この規定は法律上一貫して変更されていません。一部のインターネットメディアが主張する「すでに検査された」という前例は、もしかすると国家安全機関ではなく、国境検査機関によるものかもしれません。

実際に今回の「国家安全機関の行政執行手順規定」と「国家安全機関の刑事事件手続規定」が導入された背景には、主に国家安全機関がスパイ対策業務を行う際の行政手順と刑事手順が具体性にかけ、かつ不完全であったことがあります。国家安全部がこの 2 つの規定を公布したのは、国家安全機関の法執行手順を標準化し、その透明性を高めるためで、国家安全機関の法執行業務に法的根拠を与えるためであり、外国人の出入国や中国国内での活動に対して厳格な安全審査を行うためではありません。

「中華人民共和国反スパイ法」「国家安全機関の行政執行手順規定」およびその他の法令の規定に基づき、携帯電話やコンピュータなどの電子機器を検査するには、法令に基づき、スパイ防止業務を行う時に限って、かつ、特定の手順条件を満たしたうえでのみ実施することができます。一般的なビジネス活動や国際的な往来の場面では、国家安全機関の職員には、自らの裁量で個人や組織の携帯電話やパソコンなどの電子機器を検査する権利はありません。2024 年 7 月 1 日から新規則が施行されますが、これにより、国家安全機関による入国者の携帯電話やコンピュータへの検査が強化されるとは考えられません。

さらに、反スパイ法も上記の法執行手順規定も、外国人をターゲットにして特別に制定されたものではなく、中国人と外国人の両方に適用されるものであることも、特に明確にしておく必要があります。法執行手順に関する規定の導入と実施についてま

だ理解しがたい一部の組織や個人があるかもしれませんが、肯定的な観点から見れば、国家安全機関による職務の適切な遂行を保護し、国家安全機関による事件処理過程の監督を強化するものであり、手順の乱用や不完全性から生じる紛争を防止、減少させることに資するものであり、最終的な目的はやはり、関係する組織や個人の合法的な権益を保護することにあります。